

栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 令和6（2024）年6月24日（月） 午後2時から
- 2 開催場所 栃木県庁舎北別館会議室201
- 3 出席委員 委員 岡田 豊子 建築士
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 藤島 博英 足利大学工学部講師
委員 横須賀 徳博 弁護士
(出席委員4名)
- 4 審議対象期間 令和5（2023）年10月1日から令和6（2024）年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 972件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

(1) 報告事項

- 1 入札及び契約手続きの運用状況及び指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の適用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
- 2 審議案件の選定理由について
小野委員から審議案件事案を選定した理由について報告がありました。

(2) 審議事項

- 1 「県営若草住宅新1号棟新築工事（その1）」について
 - ・工事箇所 宇都宮市若草1丁目
 - ・県土整備部建築課発注（一般競争入札）
- 2 「鬼怒川上流流域下水道 上流浄化センター機械設備工事」について
 - ・工事箇所 日光市町谷
 - ・県土整備部下水道管理事務所発注（一般競争入札）
- 3 「橋梁下部工事 前橋水戸線その5（補助街路）」について
 - ・工事箇所 3・4・1号前橋水戸線 佐野市大橋
 - ・県土整備部安足土木事務所発注（指名競争入札）
- 4 「富屋特別支援学校高等部訓練棟昇降機改修工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市徳次郎町39-1
 - ・教育委員会富屋特別支援学校発注（指名競争入札）
- 5 「風見発電所遠方監視制御装置等改修工事」について
 - ・工事箇所 塩谷郡塩谷町大字風見山田614外
 - ・企業局今市発電管理事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

- Q その1とその2に分かれておりますが、工区分けはどのように設定しましたか。
- A 構造的に分かれる部分について分離しています。
- Q 一括での発注は検討しましたか。
- A 検討はしましたが、受注機会の拡大、品質確保等を勘案し分離発注としました。
- Q 入札参加資格設定の理由及び経緯に技術力とありますが、どのようなものを求めていますか。
- A 次の2つのテーマに対する所見について評価しています。
施工テーマ1：工程管理及び関連工事との調整について
施工テーマ2：鉄筋コンクリート躯体工事に関する品質確保について

Q 入札時に施工計画書に記載された、技術力の内容について、実際の施工において確認できていますか。

A 現在進捗率が10%程度のため完全に履行確認は出来ていませんが、必要な技術力を担保する提案をしていただいていると認識しています。

【審議案件2について】

Q 入札参加者が1名のみとなった理由として何が考えられますか。

A 現有施設を施工した業者が有利となるためと推測しています。

Q 他の業者が落札しても技術的に問題はありますか。

A 仕様書に記載された条件等を満たせば問題ありません。

Q 分離(分割)発注で3本同時に公告していますが、他の2本も入札参加は1者ですか。

A いずれも1者です。

Q 入札参加条件を満たす業者は何者いましたか。

A 代表構成員は28者、その他の構成員は35者おりました。

【審議案件3について】

Q 指名選定チェックリストにおいて、技術的適正の項目により1者が指名業者から除外されたのはなぜですか。

A 過去15年間の業者の実績を確認したところ、当該業者においてはコンクリート構造物の実績が無かったためです。

Q 当案件は応札額の幅が狭くなっていますが、どのような理由が考えられますか。

A 施工箇所が河川から非常に近い場所にあり施工方法が限定されるため差が出にくく、応札額が近くなったものと推測しています。

Q 指名業者は佐野市のS A級及びA級の業者のみですが、足利市内の業者も含め安足地域全ての業者を選定しなかったのはなぜですか。

A 業者選定の第一条件として地域選定があり、佐野市内の業者を優先的に選定したところ、標準の12者を満たしたため、足利市からは選定しませんでした。

【審議案件4について】

Q 辞退が5者ということで、指名業者の約半分が辞退したことになりますが、どのような事情で辞退したのですか。

A 技術者不足による辞退が4者、当日入札会場まで来たが入札書を持参しなかったことにより会場において辞退となった者が1者です。

Q 県からの受注実績を持つAランクの業者10者を指名していますが、県からの受注実績を持つAランクの業者は全部で何者あるのですか。

A 資料の指名チェックリストに記載のとおり、県からの受注実績を持つ宇都宮土木事務所管内のAランクの業者は、この12者のみとなります。

Q Aランクで検索すると、このチェックリストの13者となり、うち3者が市町からの発注実績のみを持つ業者だったため、県からの受注実績を持つ10者を選んだということですか。

A その通りです。

Q 最低制限価格で入札した3者によるくじ引きとなったことについて、どのようにお考えですか。

A 最低制限価格については、県土整備部の積算基準を準用し、基準どおり積算しています。入札参加者についても最低制限価格を類推し得るため、落札価格と最低制限価格が同額になったと考えています。一方で、失格となった業者はその積算を誤ったものと考えております。

Q 全員失格となる場合もあり得たということですか。

A 可能性としてはありました。

【審議案件5について】

Q ソフトウェアの改修は定期的を実施するのですか。実施する場合は何年周期で行いますか。

A 定期的には実施しておらず、発電所にある遠方監視制御装置の改修の際に、必要に応じて実施しています。

Q 入札額について、予定価格より低ければ可ということだけではなく、金額の妥当性についてチェックはされていますか。

A 入札時に提出される工事費内訳書で確認しています。

Q 最初に設置した企業がメンテナンスも行うことになるとは思いますが、今後、新たな企業が参入できる状況はありますか。

A 現在のシステムは平成 24 年度に導入しましたが、令和 6 年度から 9 年度にかけて更新を予定しているため、このタイミングで参入の機会があると考えています。

7 その他（栃木県発注の公共工事の入札に係る文書について）

(1) 本県に届いた、自治体の公共工事の入札結果データを使用して統計的検定を行った結果に係る文書について、事務局から報告しました。

(2) 委員からの意見等

- ・当該文書をもって、談合が行われていたという証拠にはならないと考えます。
- ・今後とも、発注者・受注者におけるコンプライアンス意識の向上に取り組んでいただきたいと思います。